

桜山小学校が学校優秀賞を受賞  
～第50回県愛鳥週間作品コンクール～



県内の小・中・高校82校が参加した、第50回県愛鳥週間作品コンクールで、桜山小学校が学校優秀賞を受賞しました。学校優秀賞は1校のみの受賞で、同コンクールで多数の作品を出品したことと上位入賞者を多数(特選2人、入選2人)輩出したことが評価されたものです。同校には賞状のほかトロフィー、ブルーベリーの苗木、記念標柱が贈られました。

松元伊知郎校長は「児童が昼休みなどを使って絵の練習を重ねてきた結果だと思えます。この積み重ねが子どもたちの将来につながっていくと思うので、これからも続けていってほしいです」と話していました。

なお、受賞作品は県ホームページで見ることができますので、ぜひご覧ください。

ウミガメ上陸海岸の  
清掃活動を実施



ウミガメの本格的な上陸シーズンを前に、ウミガメの上陸・産卵場でもある長浜海岸周辺(東白沢・西白沢)の清掃作業が、5月21日に行われました。地元住民やボランティア約50人が参加し、ウミガメが上陸するために障害となるゴミや流木などが取り除かれました。昨年、市全体では11頭のウミガメの上陸が確認されています。

神園征市長が  
「春の園遊会」に出席



天皇・皇后両陛下が主催する「春の園遊会」が4月27日、東京の赤坂御苑で開催され、神園征市長が総務省からの推薦により、全国の市町村長の代表者12人のうちの1人として招待され、出席しました。

神園市長は「今回、招待していただいたのは、私を市長に選んでくださった市民の皆さんや、関係者の皆さんのおかげさまで。当日は著名人もたくさんいらっしゃって、天皇陛下からのおたずねにも堂々と答えられていて、さすが一流の方々だなと思いました。皆さんに心よりお礼を申し上げたいと思います」と話していました。

健康診査事業の推進に関する  
覚書を締結



本市は、国民健康保険の特定健診及び後期高齢者医療制度の長寿健診の受診率向上を図るため、鹿児島興業信用組合と「特定健康診査事業の推進に関する覚書」を締結しました。

これにより、国民健康保険の特定健診または後期高齢者医療制度の長寿健診を受診すると、同組合の定期預金金利が上乘せされることになります。

今年度の健診が、6月から始まっています。健康管理のために年に1回、健診を受診しましょう。

第24回参議院議員通常選挙・鹿児島県知事選挙

【投票日】7月10日(日) 予定

【投票時間】午前7時～午後6時

※道野、真茅、下山、金山、木口屋、田布川の投票所は午後5時まで

問合せ 枕崎市明るい選挙推進協議会  
枕崎市選挙管理委員会 TEL72-1111(内線310・311)

投票できる方

本市の住民基本台帳に登録されていて、3カ月以上在住している方。なお、今回の選挙から18歳以上の方に選挙権があります。



●連結貸借対照表(市民1人当たり)

<b>資産 194万8千円</b> 現在、保有している資産の総額 <b>【内訳】</b> ・公共資産 (庁舎・学校・道路など) =169万1千円 ・投資等 (基金・積立金・出資金など) =6万1千円 ・流動資産 (現金・預金や税等の未収金など) =19万6千円	<b>負債 97万8千円</b> 地方債や未払い金など将来の負担額  <b>純資産 97万円</b> 資産形成のため、すでに支払った額など
<b>合計 194万8千円</b>	<b>合計 194万8千円</b>

平成26年度末住民基本台帳人口：22,840人

平成26年度決算における連結財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成しました。本号では、連結財務書類4表のうち、貸借対照表に計上された「資産」、「負債」、「純資産」を市民1人当たりの額に

換算し、その概要をお知らせします。  
**■連結対象団体**  
 ・普通会計(一般会計)  
 ・公営企業会計  
 ・公営事業会計  
 ・一部事務組合  
 ・土地開発公社  
 ・第三セクター

平成26年度決算に基づく  
連結財務書類4表を作成

バランスシートを公表

●前年度との比較(市民1人当たり)

区分	平成26年度	平成25年度	比較
資産	194万8千円	194万5千円	3千円
負債	97万8千円	97万5千円	3千円
純資産	97万円	97万円	-

問合せ 財政課財政係 TEL 72-1111(内線221)

左上表の貸借対照表は、一時点において保有する資産、負債、純資産を記載したものです。左に資産、右に負債と純資産が記載され、平成26年度の財政状況がまとめられています。左右の合計がそれぞれ天秤のようにバランスをとっていることから「バランスシート」とも呼ばれます。  
 ※「連結財務書類4表」の詳細及び財務書類を活用した財政分析は、市ホームページで公表しています。

児童手当

児童手当が支給されます

支給資格者 中学校卒業まで(15歳到達日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額  
 ・3歳未満 一律15,000円  
 ・3歳以上小学生修了前 100,000円(第3子以降は150,000円)  
 ・中学生 一律100,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律50,000円を支給  
 ※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳到達日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいう

6月分以降の児童手当を受け取るには  
現況届が必要

児童手当の現況届は、毎年6月1日における請求者と児童の状況を記載し、6月分以降の児童手当を引き続き受け取る要件を満たしているかを認めるためのものです。

この届出がないと、支給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。  
 ※該当者には6月初旬に、児童手当等の支払通知と一緒に書類を郵送しています。また、児童手当のリーフレットも同封しています。  
 現況届に必要なもの  
 ・現況届、印鑑  
 ・請求者(保護者)のマイナンバー(個人番号)がわかるもの  
 ・社会保険に加入している方 請求者(保護者)の分の保険証  
 ・子どもの住民票が市外にある方 監護・生計同一申立書と市外の子どもの世帯の住民票

問合せ 福祉課社会係 TEL 72-1111(内線136)  
 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。